

# 日韓合邦運動と杉山茂丸

西尾陽太郎

小論の目的は、最近管見に入つた杉山茂丸の筆になる「建白」と称するパンフレットのうち、彼が日韓合邦に關して述べている部分によつて、この合邦運動における杉山の立場を考察することにある。

「建白」は四六版二〇七ページの小冊子で、白い無地の表紙には、その左肩の部分にゴシック体で「建白」と印刷されているだけで、著者名もない。そして、一ページ目の序に相当する項の見出しには、「我帝國政治向き全体御改革の儀に付建言の次第」とあり、この項本文冒頭に、「草莽の小生杉山茂丸、敢て尊嚴を冒瀆し誠惶謹んで我内閣總理大臣閣下に奉建言候」と、ここではじめて杉山の名を出している。そしてこれと対応的に、最後の第十二項「北海道千島樺太は全く現状を打破し特殊の方法を以つて御改革被遊度存申候事」の終りの部分に「大正十二年 月 日 杉山茂丸」とあり、その宛てさまは「内閣總理大臣殿 閣下侍曹」となっている。

著述の時期については、右の大正十二年というのが、全文を通じて著述時期を示していると考えられる唯一のもので、したがつてこのパンフレットは、大正十二年中のものと一応考えてよい。そしてこのことは、右の序文中に、杉山自身の年齢について、「小生等の如きは未だ僅か六十歳を過ぎず」の一句があること、また、彼の政界の知人について、その姓名を列挙した中で、「現在にては只一人の松方正義侯一人を残す有様と相成候。而して松方侯は齡已に九十に垂んとして云々」の一句があることによつても傍証される。杉山は一八六四年の生れであるから、そのかぞえ年六十才は、一九三三年、大正十二年に當り、松方の死去は大正十三年七月二日で、行年かぞえ年の九十才であつたから、これを大正十二年中に「九十に垂んとして」といつても不適當ではないのである。

「建白」の著作時を大正十二年中のこととする、その宛てさまの首相は加藤友三郎（一一・六・一一—一二・八・二六）か、山本権兵衛（一一・九・二—一二・二・九）かのいずれかになるが、序文のはじめの部分に、「天上の神機一たび躍動して大命忽ちに闕

下に下降し、閣下又英邁の資を以って帝国無比の重職に御就任被遊候処」という、政權更替を示す文言があることから察して、加藤内閣が倒れたのちの山本権兵衛の内閣組織に當ってこれが提出されたものと考えられ、そうだとすれば、「建白」著作の時期は、大正十二年九月以降となり、その下限は松方死去の日となる。しかし、大正十二年九月といえば関東大震災のその時に當るが、「建白」中、この地震についてふれるところがなくことに不審は残る。

次に、「建白」の内容は次の如くで、序文のほか十二項目にわたっている。

- 序 我帝国政治向き全体御改革の儀に付建言の次第
- 第一 畏れながら、帝国政治の御改革は、皇室に於て十分に其必要を思召出させらるゝ様の御輔佐が根本に御座候と奉存候
- 第二 内閣総理大臣の心得を改める事を大事と存申候
- 第三 議會及人民に与へられたる言論出版の自由、並に學問の政治以外に立つべき理由
- 第四 宮内省は元々政治に関係なき役所ながら、夫が最も政治の根本に大関係有之様存申候間、一言申上度候
- 第五 外務省改革の事
- 第六 大蔵省改革の事
- 第七 内務省改革の事
- 第八 司法省改革の事
- 第九 文部省改革の事
- 第十 陸海軍に改革を行ふ事
- 第十一 台湾朝鮮の政治改革の事

第十二 北海道、千島、樺太は全く現状を打破し特殊の方法を以て御改革被遊度存申候

右の十二項目にわたる改革意見を通覽すると、その記事内容及び叙述の点から見て、この「建白」は必しも正式に首相あてて提出するために書かれたというより、むしろ首相はじめ政界各方面に配布するために、首相あて「建白」の形式をかりて書かれたものと見るべきであろう。またこれは、日本の将来に向けての改革案の建言ではあるが、同時に杉山自身、政界からの引退の辞の意もこめられているものではなかったかと思われる節がある。たとえば、序文の一部に次のように言っている箇所がある。

似て小生等が殆んど此四十年間に近き努力は或は憂国と云い或は忠君と云ふて多くの人々と共に右往左往に立騒ぎ候事は其言や正其行ひや義なりしと仮定するも其結論は悉く不善不良なりしと断言せざるを得ざる事に立至り：此は決して現在以後の人の罪には無く慥かに現在以前の人々の罪惡と揚言して差支無之儀と存候此故に小生は少なく共小生等に從來より関係ありし人々を代表して其行為の不善不良なりし事を自白し且つ謝罪せんと致候次第に御座候

ここに示されているものは要するに、大正も十年を過ぎた現在、その情況はすべて彼、明治人の志に違つたものと成り果てたという事なのであり、しかも伊藤博文（明治四二年没）をはじめ、桂太郎（大正三年没）、山県有朋（大正十一年没）、大隈重信（大正十一年没）など、かつての杉山が遊泳し操縦した政界の星座が日毎に遠く消えてゆくのに、彼ひとりが残されているという心境にあつて、

いま六十才還暦に當つて政界との袂別の辭をこの「建白」に托しようとしているものであらう。彼がその過去について過誤の罪惡を「謝罪」するといつても、それは政界の黒幕的策士であつた彼の行動原理である「乞食の勤王」或は「もぐら勤王」、一切の功をほこらず一切の賞を求めない国家主義者としての立場からのへりくだつた表現なのであり、語るところは却つて、新しい世代に対する遺訓の意味が大きい。したがつてこの「建白」はこれ以後発表された杉山の自伝的政界回顧談たる「俗戦国策」（昭和四年）などの原形とも見るべきもので、時には両者の文章に共通した部分も存在するものであるから、この「建白」の読み取り方も「俗戦国策」の中で示している杉山の注文に従うべきであらう。

此処で読者に間違へて貰いたくない事は、斯くまで秘して居つた事を書くのは決して庵主が自己を顯はすためではない。：読者は功害榮辱とも決して庵主の上に加えて見てはイケない。：読者は庵主の記憶に対して二割も三割も充分割引して読む事：しかし左様な事実が屹度実在した事と、世に伝播して居る事の大部分が嘘や間違である事は庵主が生存中にはどこまでも保証する。

## 二

さて、この小論において、「前掲「建白」の十二項目中、ただ第十一項のみをとりあげて考察するのは、それが筆者の最近の研究テーマたる日韓合邦運動に関する「秘話」を載せ、従来の研究にさらに資する点があるからである。いわゆる日韓併合問題に関して、この日韓合邦運動の存在意義を認めようとする研究者は現在ほとん

どないといつてよいと思ふけれど、筆者としては、日韓併合問題の叙述に、この合邦運動の経過を除外することは、史実をあざむくものであり、まさに画龍に点睛を欠くものと考えている。たしかに日韓併合は日本政府の不拔の方策として、終始強引に推進され達成されたものであるに違ひなく、そこには政府首脳たちの現実主義的な目から見れば、日・韓民間有志たちの夢想ともいふべき「日韓連邦」の構想やその願望などを容れる余地はなく、かつ、それらの運動者の協力などは必要もなかつたかに見える。しかし、明治四十二年七月に日本政府が、日韓併合の方針を決定したとしても、それが明治四十三年八月二十二日という時点で実現されるものとは考えてはゐなかつたであらう。この閣議決定の時にも彼等は日韓合邦運動の利用すべきものあることを計算に入れていたと思われる点があるし、彼等がその方針を短時日のうちに実現し得たのには、それ以後急速に展開した合邦運動の成果（合邦請願書の提出、李容九による韓国三政社の合同、合邦賛成者の拡大とその統率）を欺き取り、すりかえることなしには不可能であつたと考えざるを得ない。この点に関して既に内田良平も昭和五年になつて、その「日韓合邦回想録」の中でも訴えているが、杉山の「建白」はこの点を特に杉山と当時の首脳たちとの交渉の経緯を通じて示しているのみならず、官・民の間の「パイプ」役としての杉山自身の「ざんげはなし」としてその事実を語っているのである。この「建白」で彼は併合以前においては桂に操られるのを知つてか知らずにか合邦運動をもつて政府の政策に役立てようとし、併合完成後は逆に、かつての一進會會長李容九の私的顧問としての立場にかえつて、合邦運動本来の意図

を強調し、政府の対韓政策を批判するという態度を見せている。彼が「建白」序文において「其行為の不善不良なりし事を自白し且つ謝罪せんと」というならば、この日韓問題についてこそ、それほどもとふざわしい言葉であろう。だから「建白」第十一、台湾朝鮮の政治改革の事」の冒頭においても杉山は次のように語りはじめているのである。

小生は此台湾の事と朝鮮の事丈は満腔の憂慮を有し居申候間、乍御面倒十分に御聴取被下度奉願候。殊に朝鮮の事の如きは小生現在死生の境界に相立つ新附鮮民一千八百万人の塗炭叫喚の聲に圧迫被致居申候時機に御座候。元々小生は斯民を救済するが目的にて今尚は残生を維持致居る儀に御座候が、今や万策尽候て、十年間沈黙秘藏致たる幾多友人先輩の間に纏綿したる秘事をも告白せざる得ざるの悲境に相迫り候事、武士の一分とし男子の義情として重々耐へ得ざる儀に候も、此儘に致置候時は彼等無告鮮民の現狀を説明致す道も無之候間、万斛の涙を呑んで窃かに閣下に訴願致候間、事情宜敷御洞察奉願候。

この文に見ても、この「第十一」項中、彼が台湾問題よりも朝鮮問題に重点をおいていることが明らかであるが、それ以上にその行文に一種の切迫感が強くにじみ出ていることが注目される。何故に彼が「新附鮮民」塗炭叫喚の聲に「圧迫されなければならないのか、何故彼が、その救済のために「残生を維持」しなければならないのか。つまりは彼が「日韓合邦」の亡霊に悩まされているからなのであり、この事は彼の罪疚感の深さを示すがまたそれ故に「十年間沈黙秘藏」の秘事―彼および当時の政府首脳たちの―すら告白せざるを

得ないのであるとすれば、杉山にとって日韓併合の達成に合邦運動利用の事実は抜きがたい関係にあり、併合は合邦に対する裏切りによって達成された事を物語るものでなければならぬ。

杉山にとって朝鮮が「亡霊」として意識されていたことは、この「建白」第十一の文中にも、寺内に対することばとして、

朝鮮と云ふ幽霊は第一前統監に祟り、又次の統監に祟り、総理外務の両相に祟り候間、閣下にも慥かに祟るに相違無之候

といっていることや、また

朝鮮の事にて偽りを言ふ（裏切るの意か―筆者）者は必ず死すと古語有之候

といっていることにも知られるが、事実彼自身、この大正十二年までに三年越しの亡霊に悩まされているのであり、それゆえに十年間秘しつづけた事柄の自白を迫られることにもなったのである。それは大正九年五月二十七日附、朝鮮十三道の旧一進会員からの杉山に対する「決死状」つまり問責状であり、それは杉山に自決をせまる内容のものであった。以下はその全文で、おそらくこの「建白」によつてはじめて公開されたものであろう。

旧一進会員十三道代表者尹定植等、齋書遠呈于日東杉山茂丸君貴下、謹請貴下之自決焉。

抑日韓合邦之大義、惟我一進会率先提唱者也。故會長李容九及現子爵宋秉畷阿氏、肝胆相照洞察世界之大勢、且為東洋平和之維持、渾身努力不顧一生之運命、排得闔國之群議、代表我會員一百万人與其他六箇団体、奏請兩國皇帝陛下、則此為根源即貴下之最所熟知者也。当時李宋阿人確信貴下之重望於日本民間有傑士之

名、且於政府及元老間有非凡勢力。故与貴下深々結託、推戴我一進会顧問之席、以請指導吾人矣。蓋合邦之舉、雖云吾人之一致贊同、然至於併合後形式的政治機關等、當時尚多區々之意見難免疑惑。故吾人先由貴下欲知日本政府之真意所在矣。貴下以事故不得自來、以代理人同志菊地忠三郎氏派遣。同菊地氏於會員大会席上、以貴下代理資格、傳布當時首相桂公及外相小村侯內意。(一)日韓兩國各依主權者對等協定合為一國事、(二)兩國人民於政治上社会上無差別平等權利附与事、以上二大要點說明故、於此吾人以表滿腔之贊意、尤益奮勵、抗辨國論之反對、以完最後之努力矣。豈可意哉及併合之實行總督府設立之日、其形式及組織反吾曠期、日鮮兩國民間說得著大之差別。吾人一大失望之歎寔不能禁也。時故李會長療病於須磨、將瀕危篤。貴下偶々訪問於病床際、握貴下之手曰、嗚呼我見欺也。遺一言而瞑目。則但恐此最後一言、尚応印存於今日貴下之腦裏矣。此誠不可忘之惟一悲劇也。爾來吾人生存於總督統治下、受其不平差別的待遇、衷心不堪憤懣。會員百萬人、其七分則去屬於他教派、漸至排日。但吾同志三十萬人則尚今持續其精神、隱忍持重十年于茲。昨年三月有各派獨立運動之舉、全土衆如乱麻。于時吾人現在待天教大主教宋秉峻氏同志之下、每縱其懇諭之深切、肅然不動無一人參加於此運動、實所中外共認者也。然而大詔煥發、再示一視同仁之聖旨。則溫所感激、而今回斷然局面一轉、吾人之合邦提唱真目的、始可達成故、以是信賴而無疑矣。爾來又經一年、靜視当局之施設、則至有官制改革、總督以下重要官吏只交其人、其實地改善未現其効、吾人之平等權利之望期待毫無是認矣。況又一般人民之嗟怨嫉視吾人、不啻視之以

仇敵、目之以人面獸心売國之賊、是可忍乎。以吾人不明之致、見欺於貴下之甘言、內受同胞之怨、外被世人之嘲辱、不能生存此世。則宜以一死謝罪國家社稷、是為良策也。聞貴下元來自許國土之典型、則貴下抑亦知其人道之重、政治道德之責任、何不擲其一身以救我三十萬人之生命歟。若貴下但知其大言壯語力不能喚起國論、又不能使之覺醒政府当局、則何不自割其腹以謝吾人及地下李容九之靈兼以發揮其日本男子之本色耶。今者吾人決以一死斷然謝罪於同胞矣。貴下之必与吾人共其一死、確信不疑。故茲以謹請貴下之快答。危言敢多失礼有恕幸甚 敬白 (句読点筆者)

### 三

この大正九年五月二十七日の杉山宛の決死状に対して杉山は、宋秉峻を通じて旧一進会員に対し「十三道委員諸士の申条尤千万にて小生は思慮にも不及賛成致申候」と返答を送っているが、同時に彼の配下ともいべき内田良平はこの問題の解決のために七月渡鮮して十四日から十八日にかけて旧一進会委員と会談してこれを慰撫することに成功し、今後さらに「合邦の真目的」達成に邁進することになり、そのための対政府筋交渉には杉山が顧問となることに決定した。そして内田はその実働者として「朝鮮時局私見」や「日韓併合前後事情」などを政府に提出して、対鮮政策の改善を要求する所があったが、さらに大正十年一月には日鮮融和を目的とする「同光会」の結成となり、三月には合邦精神にもとずいて「朝鮮内政独立請願書」の提出となり、それが第四十五議会上程留保となつたのちの大正十一年七月にも、その請願運動を含めて加藤友三郎首相に対

して、「同光会ノ所信並ニ運動経過ニ就テ加藤首相ニ贈ル書」が提出された。(史淵一〇〇号「日韓併合後の内田良平」)「建白」の書かれた大正十二年は、以上の如き経過の継続中なのである。杉山としても今や事の真相を語って、「真に欺いたのは誰か」を明らかにしなければならず、また自己の「日韓併合」に関する功績とひきかえに現在の「韓民塗炭」の惨状を、合邦運動の本意に従って救済しなければならぬ。その表白がこの「建白」第十一の後半部分であって、その書き出しは大意以下の如くである。

又朝鮮の事に付ては前にも申上候通り、仮令小生の一身は犠牲と致すも十分に御聴取を願度存申候。先ず我帝国二千年來の大難問題たる朝鮮の關係は、悉く朝鮮の始末を何とか片付けて帝国存立の安堵を計らんと企てたるに過ぎざる事；然るに合邦後の總督政治は前李朝の政治に比して水の益々深きが如く火の益々熱つきが如き有様と悪化致し来りたる哉に存申候。小生聊か従来より日韓の問題を憂慮し、合邦の事件に連鎖を有し候事有之候為め茲に其表裏内外の真相に付、記憶の筋骨を一一進言仕候。…

そして杉山の告白は、まず彼の合邦運動とのかゝわり合いの端初の前二時に至る。それは明治四十年十一月二日から三日午前の強談判の一件である。事のおこりは伊藤博文に対する統監辭任勅告の強談判の一件である。事のおこりは伊藤が京城の各国総領事を官邸に招いての演説中、日韓兩國の關係について、日韓合体説はよろしからず、日本は韓国を永久に保護国として存置する旨を表明した事に発する。おそらくこれは四十年七月二十四日の日韓第三次協約直後のことと推測されるが、杉山としては元來日本存立維持のため

に日本の韓国独占を必須条件と考えており、この第三次協約において、「日韓の間に行違ひを生ぜざるやう、合体なり連合なり最も適當の方法」がとられるべきものと期待しており、これが外れたため、伊藤の表明を失言として統監辭職を勧告したという。この一件は杉山の自慢ばなしの一つとして、彼の他の著書にも語られている。他の箇所ではこの時杉山が短刀を伊藤の前に置いて自決をすゝめたとも語られているが、その日時は明らかでなかった。「建白」では短刀のことは見られないが、その代りにこの件が四十年十一月二日から三日午前二時までと、事件の日時が極めて確定的になっている点や、また「これが小生の日本官憲に対する日韓合邦談の最初かと存申候」といっている点が注目される。

しかし実情はこれが総てであつたのではない。明治三十九年、一進会々長李容九と内田良平の日韓合邦(連邦)の盟約以來、杉山はこの一進会の親日的合邦運動を用いるに足ると見て、この一進会の維持発展にも蔭ながら手を借し、情況の報告は委細内田から受けてそれに対する指令も与えていた。しかるに伊藤はこの一進会を疎んずるかに見え、またそのいわゆる漸進主義によつて日韓合邦に耳をかさずと知つて、内田も宋秉駿も伊藤から離れようとし、杉山共々に決意して外務筋の伊藤を捨て、軍部筋の山県・桂にのりかえようとしたのがこの事件なのである。しかし、伊藤が合邦説に耳をかさないのは外交上の正当な理由によることであつた。杉山の強談判に対して伊藤が、「余が日韓の合体を唱へざるは、余が合体せざるに非ずして、日韓協約なる物が合体を峻拒する訳である。曰く『朝鮮王室の隆盛を計る事、朝鮮富強の基を立てる事、朝鮮が独立するまで

は日本は切に帑費の用を助けて永久に保護する事」等の条項は総理大臣が締結して、兩國主権者の御璽を鈐せられたる条約なり云々」といっている点については如何に杉山が抗辯しても無駄であった。伊藤を捨てて軍部筋のりかえるのは、この点をのりこえようとする努力でもあったが、桂首相としてもそれは無理であることが次第に杉山にも判明するのであり、そこにこそ韓国側一百万と称せられる一進会中心の韓民の「日韓合邦請願書」の提出が、日韓併合達成の必須の条件、最後の切札となるのである。

#### 四

内田良平の「日韓合邦回想録」によれば、当時合邦問題につき廟堂の議に二派あり、山県・寺内等の軍人派は合邦（実は併合）説、伊藤・井上・小村等の文官派は保護継続説、そして桂は「後者に属すれども二派の両端を握り、自己の去就自由なる地位に立てり」といつている。さて「建白」中、伊藤統監辭任勸告につぐ第二の問題は、明治四十二年八月から九月にかけての、杉山の、李容九・宋秉駿私的顧問契約の件である。この一件成立の経過には首相の桂、外相の小村の示唆があり、これによって杉山は、「二派の両端を握り」と内田が批評した桂の「代理」となると同時に李・宋の私的顧問たることを、政府首脳から黙認されることとなり、日本政府をして日韓併合のために合邦運動を利用することの条件を作り出したことになる。

「建白」によれば、この顧問の件は、はじめ韓国側から杉山に要請があったが、杉山は、帝国忠良の臣民として、外国の政治団体顧

問たることをいさぎよしとせず、一度は「断然謝絶」したが、それを桂・小村に報告した際、兩人から、「拒絶は尤もなるも、条件に依つては、或は至大の便利を得る事あるやも知れず」との示唆によって結局宋・李の私的顧問たる契約書をとりにかわしている。しかもその契約書の第二条には「宋・李の二人は顧問たる杉山の提出する意見には必ず同意する」という条件つきのものであった。桂・小村の示唆自体、のちに述べるように、政府筋においてこの時点ですでに日韓併合遂行のために合邦運動利用の企図のあったことを示すものであった。

この件は「日韓合邦秘史」でもほぼ同様に叙述されているが、異なる点はこの顧問の一件は、はじめ杉山の発案として内田に伝えられ、それが一進会側の歓迎する所となつて杉山に対する要請となつたという点であり、しかもこの契約が、桂との間では、杉山が桂の代理たる資格において契約したものであるという確認がなされていることに注目すべきである。この点を「建白」では次のようにいつている。

此は両相の御注意に依りて締結したる契約にて、決して小生一己の必要にて措へたる物に無之、国家万一時或は入用もと存じて云々。

つまりは日韓協約という外交上の障害をのりこえるための、日本政府から韓国側への隠密な指令のパイプだといふのである。杉山が、一面桂の代理であり、同時に李から下駄を預っていたとすると、日韓併合の晩に、韓国一進会側が「裏切者」としてまず杉山を考えてふしぎはない。前掲の杉山あての「決死状」がそれを示している

が、その文中にも李容九の憤死の一件にふれているように、李の心中には「杉山（およびその配下たる内田・武田）にすら欺まされたのではないか」との疑は終に消えていない。明治四十四年三月三十日附、武田範之の李の書簡の末尾に「杉山・内田・武田の諸氏が欺されたのか、宋・李二人が欺されたのか」と訴えているのがそれを示している。

しかしそれはまだ後の問題である。いま杉山がみずから発案して一身に「桂の代理」と李容九の私的顧問（しかも杉山の意見に李が服従するという条件付きの）のふた役を負ったのも、政府の意向はいざ知らず、彼自身が日韓の関係を「合体なり連合なり最も適当な方法で兩國百年の治策を」決定的にしたといと焦慮したからであり、さらに外交上の「保護条約」のもつ制約をのりこえるためのルートを設定する必要を痛感していたためであった。

しかしまた一面、この四十二年八月という時点が、政府筋の対韓政策上、一つの決定的な時であったことを杉山は果して知っていたかどうか。政府筋の韓国併合の意図は既にこの年三月から小村外相の意見として案文が作成され、三月三十日附で桂に提出済みであり、四月十日には伊藤も同意しており、それはこの七月六日の閣議に附せられて、同日勅裁を得た。たゞ、その内容は抽象的な「併合の方針の決定」であって、併合の具体的方策はまだ何もないといつてよい。すなわちその箇条は

第一 適當ノ時機ニ於テ韓国ノ併合ヲ断行スルコト

第二 併合ノ時機到来スル迄ハ併合ノ方針ニ基キ充分ニ保護ノ

実権ヲ収メ努メテ実力ノ扶植ヲ図ルベキコト

にすぎない。まさに虎視眈眈というべきであり、統監政策は着実にその歩をすゝめてはいたとはいえ、たとえ「保護ノ実権」をどこまで充実にしても、日韓の条約上、また国際信義の上からも、そのまゝで「保護」がそのまま「併合」とはなり得ず、この点が伊藤のみならず、桂・小村にも頭痛のたねであった。したがって「保護」を「併合」に転ずるためには、兩國の関係を変質させるような何らかの決定的なチャンスが必要であり、そのチャンスを伊藤式に気永に待つか、それとも術策によってつくり出すかしない以上、「適当な時機」はやって来ないであろう。朝に腕一本夕に足一本を切取るていの保護政治に、韓国の合邦運動者が最後まで悩まされたのも、一面日本政府の側で、併合にふみきれない悩みをも示しているのである。

しかしこの「日韓併合決定」の件で特に注目したいのは、右の条文の次に、（引用書―日韓合邦一件）という一行が記されていること、これによつて、この時の併合方針の決定に、何らか日韓合邦運動側の動向が勘案されていること、しいていえば合邦運動を何らかの意味で使用もしくは利用する意図すらうかがえること。またこれに関連して、この「併合」という語が「韓国が全然廢滅に帰して帝國領土の一部となるの意」ということの了解事項がこの時の閣議にあったと見てよいという点である。右の第二点については「日韓併合小史・山辺健太郎著」所引の倉知鉄吉の覚書によれば次の通りである。

因に曰ふ、当時我官民間に韓国併合の論少からざりしも、併合の思想未だ十分明確ならず、或は日韓兩國対等にて合一するが如き

思想あり、又或は埃匈国の如き種類の国家を作るの意に解するものあり、従て文字も又合邦或は合併等の文字を用ひたりしが、自分は韓国が全然廢滅に歸して帝國領土の一部となるの意を明かにすると同時に、其語調の余りに過激ならざる文字を選ばんと欲し、種々苦慮したるも適當の文字を発見すること能はず、因て當時未だ一般に用いられ居らざる文字を選ぶ方得策と認め、併合なる文字を前記文書に用ひたり。之より以後公文書には常に併合なる文字を用ふることゝなれり。乍序附記す。

## 五

ここまでくれば事態はほほ明かであらう。欺したのは最終的に桂首相であり、杉山ではない。杉山もまた欺されたのであり、桂にうまく操られていたのである。「建白 第十一項」はこの点を證かすために書かれたといつてよい。この閣議を杉山が知っていたかどうかについては、前記の杉山の「パイプ役」引うけ一件のいきさつから見て、次の「合邦請願文提出」一件から見ても、杉山にもその決定は知らされず、すべて杉山自身の発意であるように桂・小村が仕向けていることは明かである。「建白」はこの点を次のようにいう。

夫より日韓の問題は種々様々なる混雜と纏綿とによりて推移致居候処、統監(曾祢)屢々上京協議に因りて日韓合邦の事には首相も外相も不同意を言明せらるゝに立至り申候て云々

そしてこれに対する杉山の焦慮と抗議に対して、小村外相はふたたび国際關係上の保護条約による制約論を男女關係の譬喩によつて語

り、「その場合其女性が自発的に一個の男性に向つて特に：結婚を申込みの外：合邦は君等の望通りには出来ぬと云ふに過ぎず」と答えた。杉山もこの時は「外相の議論の甚だ明晰なるに打負け極度の落胆を」したが、「万止むを得ず」、「然らば朝鮮より具体的に合邦なる結婚を申込み候はゞ閣下は拒む能はずと被申候哉」と問い、小村は「然り」と答え、兩人はこの点の合意を握手によつて「誓約」したという。これによつて、小村がまず杉山に示唆を与えたことがわかる。それは以前の杉山の顧問の件に關して、杉山が一応辞退したのを、小村・桂の兩人が、「拒絶は尤もなるも条件によつては或は至大の便利を得る事あるやも知れず」といったその暗示と密接につながるものであらう。

小村は杉山に誓約した。しかし「建白」によれば桂はいま一段慎重で、最後まで杉山に尻尾を握らせなかつた。首相としてはさもあるべきかとも考えられるが、桂としては杉山に全責任をとらせる意があつたらうことは、この後の一件でも想像される。桂の、韓国側からの合邦請願書提出の可能性についての言は

馬鹿を云ふな、台湾の生蕃でさえ自己の蕃社を失はざるために首を賭して常に抵抗するに非ずや。夫れよりも智識程度の發達したる朝鮮人が何で自己の国家を取つて呉れよと申出る筈がない。杉山の希望はインポッシブル、不可能の事である。

というものであつたが最終的には默認した形になつた。「日韓合邦秘史」ではこの辺りの経過がやゝ異つており、杉山の相手は、小村でなく専ら桂となつてゐるが、その言葉も、杉山が「請願書の提出を許容するか」と問うと、桂が「請ひ来らば許容せざるべからざら

ん」と答え、さらに杉山が請願書提出のあかつきには合邦を断行するかと問うと、桂は「果して然るを得ば実に是れ良策にして、他列国も又異議を挟むの余地なからん」と答えている。実情は「建白」の方にありと見るべきであろう。

とにかく、杉山にとって「建白」に見られる桂の言葉ほど刺激的な暗示はない。この不可能事を可能にするため、彼は直ちに「請願書提出運動」に着手するのであるが、この際、桂・杉山の意味する「合邦」という語の内容の差が重大であろう。政府筋においては、たとえ「合邦」という場合でも、それが前記倉知覚書に見られた意味のもの以外でないことは、この桂の言中「何で自己の国家を取ってくれよと申出る筈がない」という表現でも明かで、合邦とは韓国を取ることである。杉山の場合は合邦という語は根本的には「合体化」という程度のものであり、そこに桂に向えば桂の欲するようになり、連合なり」という表現が示すように、ともかくも「日韓一体化」という程度のものであり、そこに桂に向えば桂の欲するようになり、李容九に向えば李の欲する様に表現し得る日和見のな点が強いが、しかしこの「建白」において、当時は既に日韓併合達成後十五年にもなろうとしているにもかゝらず、杉山が「併合」という語を一切使用せず、もっぱら「合邦」といつている点から見ても、やはり一進会の「合邦」、李容九の欲した「合邦」の本意は十分理解してはいたのであろう。しかし彼が日韓合体に急なるあまりに、この合邦の真意を目的とせず、「合邦」の語を軽々に「日韓合体」遂行の手段化した点に、彼の策士たる過誤が生じたのである。なお李容九の合邦の理念については、九大文学部紀要「史淵」第百二号の拙論「李容九の日韓合邦運動」を参照されたい。

「日韓合邦秘史」によれば杉山はこの桂との会談の帰途、ただちに宋秉駿邸に至って内田を招集した上で、合邦建議の案文作成を命じているが、「建白」においてはこの間の事情がやゝ異り、「其後宋秉駿氏李容九氏を招き」、兩人に合邦請願をいふくめたことになっている。しかしこの前後の時点では、李容九は京城に居たのであるから、兩人を前にして説得したというのはいかがであらうか。またこの時の杉山の説得の内容は

1、日本政府は保護条約に制約されてはいるが、早晚それをのりこえて日韓合体に踏み切るべき決意であること

2、その場合、日本政府の側からこれを遂行するならば、「朝鮮民族は彼の牧場の動物の如く」植民地扱いとなること

3、これに反して、「今朝鮮の自覚心より合邦を申込む時は」、いわゆる「合資会社」となり、「世界の植民地と違い、同等の資格を以て日本人民たることを得べし」

というものであった。そしてこれに対して、李・宋兩人は頗る憂慮の面持で、「何れにしてもお互（宋・李兩人）は売国奴となるの覚悟は免れ難い時機である」と歎いたという。この「建白」に見える杉山の説得が事実とすれば時期的には、李容九の来日中（四一年九月～四二年六月）の事になるであろうが、一面杉山の説得の内容はむしろ李容九自身のかねがね抱懐していたものであるし、またこれによって李自身売国奴視される覚悟とその克服の問題も李容九としては一応解決していたと考えられるので、（この点については九州史学四八号拙論「日韓合邦運動と孫秉熙」参照）これを杉山の説得とするのは、杉山にそれだけの理由があったと思われる。

そしてこれ以後の事態は、四十二年十二月四日の一進会々々長李容九外百万人の名を以つての韓国皇帝・曾祚統監・総理大臣李完用に對する、日韓合邦奏上文及請願書の提出およびその受理までの経過、四十三年二月二日附杉山と桂の合議による合邦請願受理の一進会あてて通知、四十三年五月三十日曾祚統監の辭職と寺内の統監就任、七月二十三日寺内の京城入り、八月十六日寺内より李完用に對する日韓併合申渡し、同二十一日夜の李完用より韓帝への日韓併合奏上とその允許があつて、二十二日午後韓廷御前會議による日韓併合條約可決およびその調印終了に至る。この間のことを「建白」も杉山の側から語っているが、特に見るべきものはない。たゞこの部分を通じて、政府側としては最後まで杉山を通じて一進会の勢力を利用し尽していること、李完用が併合に反対の時は、杉山の通報一進会のクーデターによつて李完用内閣にとつて代り、併合を承認することの計画がほのめかされていることが注目される点であるが、杉山のいいたいところはむしろこの後の部分すなわち併合後の日本政府の對韓措置についてである。

「狡兎死して良狗煮らる」とは併合達成直前七月十日の武田範之の語であるが、武田としては國に殉ずる点は悔ないとして、「政府もし事を誤りて一進会を土崩瓦解せしむるに至らば、小納は韓の百年の後を憂ひて國のために悲しまんのみ」といつている。韓国問題が将来日本を危うくすることを恐れる武田の予言は、大正八年の万才事件や九年の杉山あての問責状としても現実化している。杉山は

併合達成当時、必しも武田ほど良心的ではなかつたにせよ、少くも李容九に対しては心苦しいものがあり、その罪劫感がこの「建白」の第十一項最後の部分において、問責状の問題に焦点を合わせながら告白されていると見てよい。「韓民塗炭の苦のために残生を維持する」というのもその謝罪のためであつた。

狡兎死して良狗煮らるゝ憂き目は杉山も併合達成直後味わされたという。併合の調印完了の噂と共に杉山はこれを確認するために寺内に「下関及京城の同志の者小生が第二の電報によつて進退を決せんと欲す、其後の成行如何哉御一報を乞ふ」と打電した。万一の場合には杉山の指令による一進会員の決起が寺内との間に予約されていたからである。それに対する寺内の返電は次のようであつた。「貴下友人の進退に關しては本官の関知する處に非ず其後の成行とは如何なる事なるか本官は健在なり御安意を乞ふ」。そしてそれ以後、「新總督よりは一書一電の到来なく」と杉山は「建白」でのべている。

一般に日韓合邦運動者のうち、日本人側の杉山・内田・武田等は共通して何らかの日韓合体に急であり、それが連邦・併合何れの形式によるもあまり頓着しない点があるが、しかし合体後の韓民の体感には配慮した。かれらは日韓民の一体化こそ望んだが、韓民族に對する植民地支配は欲するところではなかつた。それは既に排日・反日感情の強い韓民族をして、いたずらに「離日」を煽る結果となるからである。したがつてこの点「併合」後のかれらは何らかの意味で對政府批判者である。武田が「小納は韓の百年の後を憂ひて國のために悲しむ」というのがそれであり、内田が執拗に政府に諫言

してやまないのも（前掲拙文「日韓併合後の内田良平」）、杉山がこの「建白」を記すのも同じである。

寺内は杉山を捨てたかに見えた。しかし杉山の方ではその後も寺内前後三回の意見書を提出したという。その内容は次のように要約されている。

其一は「日韓合邦の成立は一に天皇の御盛徳に因るは素より候も、終始閣下の御尽力に因って今日あるに至候事日韓両国民の幸福のため慶賀無此上、茲に謹んで祝意を表し奉る」

其二は「日韓合邦願書は、日韓人無差別待遇と云うが条件にて提出致候物に御座候間、日韓合邦の詔勅には是非此一語を御加へ被遊候が、天皇の御仁徳の旧韓民に普及致候上に大關係ある儀に御座候間、旧朝鮮の李王家及旧韓民一千八百万人のため偏へに閣下の御執成を乞ふ」

其三は「治鮮の御方針は彼の班・葡二国のフライキズム国旗主義の高庄によらず、英国のランドズム既ち其土人本位に因り朝鮮の旧慣を尊重し朝鮮人を御任用被遊候に御組織相成候方當に御成功の御便利なるのみならず、天皇陛下の御仁政を普及被遊候上に於ても言語文字の暢達点文にても甚だ宜敷御処置と奉存上候右は前統監に進言致し多大の御成功ありし例に倣ひ言上仕候合邦後御政治の善果を切望致候余り敢て野人一片の微言を捧げ申候」

しかし、これに対しても寺内からは何の返書もなかったという。政府筋としては、合邦運動に関して当分一切触れたくない気持であったということが明白である。

以上によって杉山茂丸「建白」第十一項中日韓合邦に関する主要点にふれた。これにより日韓併合達成の過程に合邦運動が如何なる形で組込まれているかがいくらかでも判明すれば、小論の目的は達せられる。この点が従来の日韓併合史の研究に欠けていることを惜しむからである。

思うに列強の間に介在する弱小国はその独立をいかにして持続すべきであろうか。明治初年の日本はその弱小国たることを自覚し独立を焦慮した。板垣・植木が世界政府を構想し、中江が軍備放棄を夢見たのも、弱小日本独立維持の一方法としての意味があった。李容九たち東洋の徒には、民族主義とその宗教的世界観による国家観念の稀薄が見られるとするも、彼等が日韓の連邦によって韓民族の奴隸化回避を構想したことを一笑に附することはできない。宇内政法といひ、軍備放棄といひ、それが現代の現実的課題もあるように、小国による連邦も新興小独立国の間に試みられつつある。最近、筑波常治氏の「洪陸軍中將の刑死―民族意識ゆえに日本人より日本的たらざるを得なかった朝鮮人將官の悲劇―」を読み、真に日本人たらんとしあつた努力を払った洪思翊を日本軍部が「どのようになし、どのようにあつかひ、利用したか」（筑波氏の表現）、そして彼を最後にどのように捨て去ったかを教えられ、日本官僚の李容九に対する態度、李容九の生涯の苦悩を再び見る思いがした。異民族に対するこのような行為は世界人類の共通した心理によるものなのか、または日本人に特有な精神構造によるものなのか。

終りにこの「建白」を教示された九大文学部川添昭二助教授に謝意を表す。